

令和7年度大田区職員（福祉）採用選考案内

令和7年6月23日

大田区

この採用選考は、令和8年4月1日以降の大田区職員（保育士・児童指導）の採用予定者を決定するために実施するものです。

1 採用区分・採用職種（職務名）・採用予定数・主な勤務場所

区分	職種（職務名）	採用予定数	主な勤務場所
Ⅱ類	福祉 （保育士・児童指導）	99名程度	大田区立保育園、大田区立児童館、 子ども家庭支援センター等 ※敷地内禁煙

2 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。ただし、すべてを満たす方でも地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません（下記の＜参考＞を参照）。

（1）国籍を問わず、昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

（2）次のうちいずれかに該当する方

①保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（令和8年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む。）

※ 保育士資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方または保育士資格を取得見込みの方は令和8年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。

②児童指導員の資格を有する方（令和8年3月31日までに資格を取得見込みの方を含む。）

※ 上記資格①または②の取得見込みとして受験した方が令和8年3月31日までに取得できないときは採用されません。

（3）現に大田区の常勤職員でない方（教育公務員、臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員を除く）

＜参考＞

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 採用予定日

令和8年4月1日以降

4 選考日、選考方法等

台風等の状況により、日程・場所等を変更する可能性があります。

(1) 第一次選考

選考日	令和7年8月24日(日)	
場所	大田区役所本庁舎(大田区蒲田5-13-14)等	
選考方法	作文試験	800~1,000字程度(課題式)90分
合格発表	令和7年9月中旬予定 ※ 合否に関わらず、第一次選考受験者全員に通知します。	

(2) 第二次選考(第一次選考合格者を対象に実施)

選考日	令和7年10月5日(日)
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)等
選考方法	個別面接
合格発表	令和7年10月下旬予定 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

5 申込方法

申込方法	① 右欄の2次元コードまたはURL(https://logoform.jp/form/8BrJ/1076278)から電子申請サービス(LoGoフォーム)にアクセスしてください。 ② 画面の指示に従って必要事項を正しく入力して、申込期間内に申請してください。	↓申込はこちら 
申込期間	令和7年6月23日(月)から 令和7年7月22日(火)午後5時まで【受信有効】	

※期間中に正常に受信したものを有効とします。時間に余裕をもって申し込んでください。

※申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合先までご連絡ください。

6 受験票の交付

(1) 申込期間終了後、受験票登録完了をお知らせするメールを送信します。

(2) メールのご案内にしたがい、受験票をダウンロードし、印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、必ず写真を貼って第一次選考当日に持参してください。

※令和7年8月12日(火)までに受験票登録のお知らせが届かない場合は、問合先までご連絡ください。

7 勤務条件等

(1) 給与等（令和7年4月1日現在）

採用区分	初任給	各種手当
Ⅱ類	約 237,600 円 (地域手当含む)	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等

※ 職務経験があり、一定の基準を満たした場合、初任給を加算します。（加算上限あり）

※ 採用までに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

例：保育園、児童館、子ども家庭支援センター勤務の場合

勤務日	月曜日～土曜日（週あたり38時間45分勤務）	
勤務時間	保育園の場合	午前7時15分から午後7時30分までの間で、 交替制により1日実働7時間45分
	児童館の場合	午前8時から午後7時15分までの間で、 交替制により1日実働7時間45分
	子ども家庭支援センターの場合	午前8時30分から午後6時15分までの間で、 交替制により1日実働7時間45分
休日	・ 週休日は、日曜日及びその他指定された日で、4週につき8日。 ・ 上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日	
休暇	1年度につき20日の年次有給休暇のほか、夏季、慶弔、妊娠出産等の休暇があります。	

※勤務場所によって勤務時間等は異なります。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄しています。

9 その他

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の第二次選考後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

大田区役所案内図



JR 京浜東北線

東急多摩川線・池上線

「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線

「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分

《申込・問合先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区総務部人事課人事担当（本庁舎5階15番窓口）

電話 5744-1152 FAX 5744-1507

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>